

廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!



ご家庭のごみは、市区町村の責任の下で適正に処理する必要があります。
市区町村の許可や委託を受けずにご家庭のごみを回収業者が収集することは認められていません。

廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください!

無許可の回収業者にはこのような例があります。

詳しくはこちら→
環境省特設ページ



このようなチラシの宣伝文句にだまされてはいけません。

◆ ご家庭の廃棄物を回収するには、市の「一般廃棄物収集運搬業許可」や委託が必要です(遺品整理において発生した廃棄物も同様です)。産業廃棄物収集運搬業の許可や古物商の許可では回収できません。

◆ 以下の一般廃棄物収集運搬業許可業者にご相談ください。

豊橋市 一般廃棄物収集運搬業許可業者

- ・ (株)トヨジン
- ・ 中日金属工業(株)
- ・ 成和环境(株)
- ・ (株)明輝クリーナー
- ・ 豊橋市栄産業(株)
- ・ (有)東海化学工業所
- ・ (有)マルイ紙業
- ・ 協栄産業(有)
- ・ サンエイ(株)

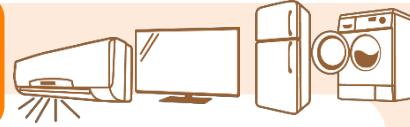
上記以外は無許可業者です。
廃家電製品などを引き渡さないでください。

正しい廃棄方法は裏面へ!



貴重な資源をリサイクルするため皆様のご協力をお願いします！

家電リサイクル法の対象品目を処理する方法 (エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)



① 買い替えるとき 新しい商品を購入する販売店に引取りを依頼してください。

② 買い替えずに廃棄だけするとき

以下のいずれかの方法で処理してください。リサイクル料金と収集運搬料金が必要です(ただし、指定引取場所へ自ら持込む場合は収集運搬料金は不要です。)

● 購入した店舗へ引取りを依頼する

その商品を購入した販売店へ引取りを依頼してください。

● 収集運搬業者へ引取りを依頼する

表面の豊橋市一般廃棄収集運搬業許可業者又は市の戸別収集(有料:0532-69-0530)に収集を依頼してください。

● 指定引取場所へ自分で持ち込む

事前に郵便局で手続きと家電リサイクル料金の支払いを行い、右記の指定引取場所へ直接持ち込んでください。

※ 業務用は対象外です。
対象品目に関するお問合せ先
家電リサイクル券センター
連絡先:0120-319640

<指定引取場所>

・日通東愛知運輸(株) 本社営業所
住所:豊川市牛久保町城下85-1
連絡先:0533-85-7890

・岡山県貨物運送(株) 豊川営業所
住所:豊川市篠田町市道10
連絡先:0533-93-6535

※指定引取場所の営業日、営業時間等は各引取場所へ確認のうえ、搬入してください。

小型家電リサイクル法の対象品目を処理する方法 (パソコン、携帯電話、デジタルカメラ、リモコン、電卓等)



① 家庭ごみ(生活ごみ)の場合

● 小型家電回収拠点への持ち込み

・60cm未満の家電製品
環境センター(東部・南部・西部)
・幅27cm×高さ16cm×奥行30cm未満の小型家電
市内18か所に回収ボックスを設置しています。

詳細については、市のホームページ
又は家庭ごみガイドブックをご覧ください。
市のホームページはこちらから→



● ごみステーションに出す場合

60cm未満の小型家電を出す場合は、こわすごみの指定袋に入れて、各校区の「こわすごみ」収集日にごみステーションに出してください。

※ごみステーションで回収しない小型家電
家電4品目、パソコン、電子レンジ等

② 小型家電リサイクル法の認定業者に依頼(家庭・事業系ごみ)

● 工場への持ち込み(一部有料)

株式会社 紅久 本工場
豊橋市神野新田町字チノ割12 (0532-32-8888)
株式会社 紅久 東工場
豊橋市三弥町字元屋敷90 (0532-41-2344)

● パソコンの宅配便による回収(有料)

リネットジャパンリサイクル株式会社
のホームページをご覧ください。

こちらから申し込みできます。→



注意

- ・ 携帯電話やパソコン等の個人情報を含む使用済み小型家電等を廃棄する場合は、ご自身で必ず事前に個人情報を削除してください。
- ・ 発火による火災を防ぐため、電池を取り外せるものについては、取り外してから処分してください。

家庭ごみの相談

豊橋市環境部ゼロカーボンシティ推進課

0532-51-2399

事業系ごみの相談

豊橋市環境部廃棄物対策課

0532-51-2410